○財務省令第三十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第三項の規定に基づき、税関職員服制（昭和四十四年大蔵省令第五十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日

財務大臣　鈴木　俊一

税関職員服制の一部を改正する省令

税関職員服制（昭和四十四年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

（一）男子

名称	要
制帽	
地質	紺色の毛と化学繊維の混紡織物とする。
製式	円形とし、前ひさし及びあごひもは黒色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において、桜花入りの金属製いぶし銀色ボタン各一個で留める。 マチ部分は、メッシュとする。 帽子の側面に銀色のラインを入れる。 形状は、図のとおり。
前章	ポリウレタン製の銀色の「関」の字及び桜花を、ポリウレタン製の銀色の桜の葉五枚で抱き合わせる。 台地は、黒色の織物とする。 形状及び寸法は、図のとおり。
上衣	
地質	制帽に同じ。
製式	シングル前背広型折襟式とし、前面には、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン三個を一行に付ける。 左上部には、箱型ポケットを一個付ける。 左右の下部には、フラップ付ポケットを各一個付ける。 両肩に地質と同色の肩章を付け、中心に桜花を配したいぶし銀色の金属製ボタン各一個で留める。 右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。 後面の上部両端にアクションプリーツを入れる。 後面の裾の両端にベントを入れる。 箱型ポケット上部に、はとめ二個を開ける。 形状は、図のとおり。
ズボン	
地質	制帽に同じ。
製式	長ズボンとし、裾はシングルとする。 前面には、中央部にファスナーを、腰部に折山を縫い止めたひだ一条とアジャスターを付ける。 左右前面脇側及び左右後面に、ポケットを各一個付け、左後面はポリエステル製で地質と同色のボタン一個で留める。 形状は、図のとおり。
合服上衣	
地質	淡青色の化学繊維編物とする。
製式	レギュラーカラー型長袖式とし、前面には、ポリエステル製で紺色のボタン七個（台襟部一個、前立部六個）を一行に付ける。 左右上部には、フラップ付アウトポケットを各一個付け、その中央部につき合わせひだを一条付ける。 フラップは、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 左フラップ付アウトポケット上部に、はとめ二個を開ける。 後面には、ひだ二条を付ける。 両肩に制帽と同色の肩章を付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 両袖に剣ボロを付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 両袖口は、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留め、調節用のボタン各一個を付ける。 右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。 形状は、図のとおり。
盛夏上衣	
地質	淡青色の麻と化学繊維の混紡編物とする。
製式	シャツ型開襟半袖式又はシャツ型開襟長袖式とし、前面には、ポリエステル製で紺色のボタン五個を一行に付ける。 左右上部には、フラップ付アウトポケットを各一個付け、その中央部につき合わせひだを一条付ける。 フラップは、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 左フラップ付アウトポケット上部に、はとめ二個を開ける。 後面には、ひだ二条を付ける。 両肩に制帽と同色の肩章を付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 長袖式には、両袖に剣ボロを付け、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留める。 長袖式の両袖口は、ポリエステル製で紺色のボタン各一個で留め、調節用のボタン各一個を付ける。 右袖にポリウレタン製の袖章を付ける。 形状は、図のとおり。